

青森県報

号外第十三号

令和四年
三月十一日
(金曜日)

目次

告 示

○コイの持ち出し禁止に係る水域指定……………(水産振興課) ……

公 安 委 員 会

○青森県警察組織規則の一部を改正する規則……………(警務課) ……

告 示

青森県告示第百二十三号

令和四年青森県内水面漁場管理委員会指示第一号(コイの持ち出し禁止及び放流の制限等)に基づき、コイの持ち出しを禁止する水域を次のとおり指定する。

令和四年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

馬淵川水系の全域及び岩木川水系の全域

公 安 委 員 会

青森県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月十一日

青森県公安委員会委員長 野 呂 知 子

青森県公安委員会規則第一号

青森県警察組織規則の一部を改正する規則

青森県警察組織規則(昭和三十六年十一月青森県公安委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分(連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。)に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第一条の二 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 職員 警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第五十五条第一項の規定により青森県警察に置く警察官その他所要の職員をいう。</p> <p>二 警察行政職員 青森県警察職員定員条例(昭和二十九年六月青森県条例第四十六号)第一条第一項に規定する一般職員をいう。</p>	<p>「条を加える。」</p>

(職員 の 呼 称)

第一 条 の 三 職 員 の うち、警 視 以 下 の 階 級 に 在 る 警 察 官 及 び 警 察 行 政 職 員 の 呼 称 は、次 の と お り と す る。

警 察 官

青 森 県 警 視

青 森 県 警 部

青 森 県 警 部 補

青 森 県 巡 査 部 長

青 森 県 巡 査

警 察 行 政 職 員

青 森 県 警 察 行 政 職 員

(総 務 課)

第 三 条 総 務 課 に お い て は、次 の 事 務 を つ か さ ど る。

〔一 略〕

二 県 公 安 委 員 会 に 対 す る 職 員 の 職 務 執 行 に 関 す る 苦 情 の 受 理 及 び 処 理 に 関 す る 事 務。

〔三 十 略〕

(生 活 安 全 部 の 分 課)

第 八 条 生 活 安 全 部 に 次 の 六 課 を 置 く。

生 活 安 全 企 画 課

人 身 安 全 対 策 課

地 域 課

通 信 指 令 課

生 活 保 安 課

サ イ バ ー 犯 罪 対 策 課

(生 活 安 全 企 画 課)

第 九 条 生 活 安 全 企 画 課 に お い て は、

〔条 を 加 え る。〕

第 三 条 〔同 上〕

(総 務 課)

〔一 同 上〕

二 県 公 安 委 員 会 に 対 す る 警 察 職 員 (以 下 「職 員」とい う。) の 職 務 執 行 に 関 す る 苦 情 の 受 理 及 び 処 理 に 関 す る 事 務。

〔三 十 同 上〕

(生 活 安 全 部 の 分 課)

第 八 条 生 活 安 全 部 に 次 の 五 課 を 置 く。

生 活 安 全 企 画 課

少 年 女 性 安 全 課

地 域 課

通 信 指 令 課

保 安 課

(生 活 安 全 企 画 課)

第 九 条 〔同 上〕

次 の 事 務 を つ か さ ど る。

〔一 ・ 二 略〕

三 少 年 非 行 の 防 止 に 関 す る 調 査 及 び 企 画 に 関 す る 事 務。

四 少 年 指 導 委 員、少 年 補 導 協 力 員 等 に 関 す る 事 務。

五 少 年 の 補 導 に 関 す る 事 務。

六 犯 罪 そ の 他 少 年 の 健 全 な 育 成 を 阻 害 す る 行 為 に 係 る 被 害 少 年 の 保 護 に 関 す る 事 務。

七 少 年 事 件 の 捜 査 及 び 調 査 に 関 す る 事 務。

八 少 年 の 福 祉 を 害 す る 犯 罪 の 取 締 り に 関 す る 事 務。

九 少 年 に 対 す る 暴 力 団 の 影 響 の 排 除 に 関 す る 事 務。

十 ・ 十 一 〔略〕

(人 身 安 全 対 策 課)

第 九 条 の 二 人 身 安 全 対 策 課 に お い て は、次 の 事 務 を つ か さ ど る。

〔一 五 略〕

〔号 を 削 る。〕

〔号 を 削 る。〕

〔号 を 削 る。〕

〔号 を 削 る。〕

〔一 ・ 二 同 上〕

三 質 屋 及 び 古 物 商 に 関 す る 事 務。

四 警 備 業 及 び 探 偵 業 に 関 す る 事 務。

五 銃 砲 刀 剣 類 及 び 火 薬 類、高 圧 ガ ス、放 射 性 物 質 そ の 他 の 危 険 物 に 関 す る 事 務 (捜 査 第 二 課 及 び 警 備 第 二 課 の 所 掌 に 属 す る も の を 除 く。)

六 風 俗 営 業 等 に 関 す る 事 務。

〔号 を 加 え る。〕

〔号 を 加 え る。〕

〔号 を 加 え る。〕

七 ・ 八 〔同 上〕

〔三 号 ず つ 繰 り 下 げ る。〕

(少 年 女 性 安 全 課)

第 九 条 の 二 少 年 女 性 安 全 課 に お い て は、次 の 事 務 を つ か さ ど る。

〔一 五 同 上〕

六 少 年 非 行 の 防 止 に 関 す る 調 査 及 び 企 画 に 関 す る 事 務。

七 少 年 指 導 委 員、少 年 補 導 協 力 員 等 に 関 す る 事 務。

八 少 年 の 補 導 に 関 す る 事 務。

九 犯 罪 そ の 他 少 年 の 健 全 な 育 成 を

「号を削る。」

「号を削る。」

「号を削る。」

(生活保安課)

第十条の三 生活保安課においては、次の事務をつかさどる。

「一、五 略」

六 質屋及び古物商に関すること。

七 警備業及び探偵業に関すること。

八 銃砲刀剣類及び火薬類、高圧ガス、放射性物質その他の危険物に関すること（捜査第二課及び警備第二課の所掌に属するものを除く。）。

九 風俗営業等に関すること。

十 略

(サイバー犯罪対策課)

第十条の四 サイバー犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。

阻害する行為に係る被害少年の保護に関すること。

十 少年事件の捜査及び調査に関すること。

十一 少年の福祉を害する犯罪の取締りに関すること。

十二 少年に対する暴力団の影響の排除に関すること。

(保安課)

第十条の三 保安課においては、次の事務をつかさどる。

「一、五 同上」

六 サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティに係る総合的な企画、調整及び運用に関すること。

七 インターネットその他の高度情報通信ネットワーク関係事犯及び高度な情報技術を利用する犯罪（以下「サイバー犯罪」という。）に係る総合対策に関すること。

八 サイバー犯罪の取締り（他の所掌に属するものを除く。）及び捜査支援に関すること。

「号を加える。」

「同上」

「条を加える。」

一 サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティに係る総合的な企画、調整、運用及び人材育成に関すること。

二 インターネットその他の高度情報通信ネットワーク関係事犯及び高度な情報技術を利用する犯罪（以下「サイバー犯罪」という。）に係る総合対策に関すること。

三 サイバー犯罪の取締り（他の所掌に属するものを除く。）及び捜査支援に関すること。

(総務室長)
第二十条の二 総務室に総務室長を置き、警視又は警察行政職員をもって充てる。

「2・3 略」

(参事官等)

第二十一条 「1・2 略」

3 参事には、警察行政職員をもって充てる。

4 略

(本部の課長等)

第二十二條 本部の課、隊及び所に、それぞれ課長、隊長又は所長（以下「課長等」という。）を置き、課長

(総務室長)
第二十条の二 総務室に総務室長を置き、警視又は一般職員（青森県警察職員定員条例（昭和二十九年六月青森県条例第四十六号）第一条第一号に規定する一般職員（技能技師及び技能主事を除く。）をいう。以下同じ。）をもって充てる。

「2・3 同上」

(参事官等)

第二十一条 「1・2 同上」

3 参事には、一般職員をもって充てる。

4 同上

(本部の課長等)

第二十二條 本部の課、隊及び所に、それぞれ課長、隊長又は所長（以下「課長等」という。）を置き、課長

備考 表中の「」の記載は注記である。	<p>及び所長には警視又は警察行政職員を、隊長には警視をもって充てる。 〔2〕4 略 (理事官及び管理官) 第二十二條の二 警務部に理事官一人を、各部(総務室を含む。)に管理官を置き、警視又は警察行政職員をもって充てる。</p> <p>2 「略」 (調査官等) 第二十六條 「略」 2 調査官等には、警視、警部又は警察行政職員をもって充てる。</p> <p>及び所長には警視又は一般職員を、隊長には警視をもって充てる。 〔2〕4 同上 (理事官及び管理官) 第二十二條の二 警務部に理事官一人を、各部(総務室を含む。)に管理官を置き、警視又は一般職員をもって充てる。</p> <p>2 「同上」 (調査官等) 第二十六條 「同上」 2 調査官等には、警視、警部又は一般職員をもって充てる。</p>
--------------------	--

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

附 則

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円